二千十七年七月十七日にベルリンで、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成した。日本語の本文及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
八木毅
ドイツ連邦共和国政府のために
カトリン・ズーダー

○文部科学省告示第九十九号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二十八条第一項の規定に基づき、所得税法施行令第二十八条第一項の団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第六十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年七月二十七日

文部科学大臣　松野　博一

第三十二号を第三十四号とし、第二十九号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第二十八号を第二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十　公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟（平成二十四年二月十日に一般社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟という名称で設立された法人をいう。）

第二十七号を第二十八号とし、第二十号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　一般社団法人日本バイアスロン連盟（平成二十三年三月三十日に一般社団法人日本バイアスロン連盟という名称で設立された法人をいう。）

○農林水産省告示第千二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　長野県飯田市上村六一七の一・六二〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六一六の一、六二四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市本宮町久保野字西畑九五一、九五七、九五七の二、九五八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年七月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県大町市大町字柏崩八二四九の一・八二五〇の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年七月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都西多摩郡奥多摩町原字大むぞ七一七の一、七一八の一

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都西多摩郡奥多摩町留浦字棚澤一二九五のホ・一二九六のイ・一二九六の二・字狐屋一二二〇のイ・字雲風ろう一二九三のイ・字福次九六二の四・字雨風り一三〇八・字地都一六一二の口・字峯平一三九五の一・一三九六の一・一四〇五のイ・一四〇九の二（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三九六の三、一三九六の七、一三九六の八、一四〇五の口、一四〇六のイ、一四〇九のイ、原字山の神向一〇一二のイ（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年七月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道勇払郡むかわ町・足寄郡足寄町（国有林。以上二町について次の図に示す部分に限る。）、網走市・足寄町・増毛郡増毛町（以上一市二町について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

むかわ町・足寄町（国有林。以上二町について次の図に示す部分に限る。）、網走市・足寄町・増毛町（以上一市二町について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道上川郡美瑛町・厚岸郡厚岸町（国有林。以上二町について次の図に示す部分に限る。）、網走市・美瑛町・足寄郡足寄町・増毛郡増毛町（以上一市三町について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。